

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付けた時の 事務手数料	1,000円とする。 手数料負担者は求人者とする。
求人・求職の申込を受理した以降 求人・求職者に提供する紹介サービス及び 求人と求職者の照会その他紹介の サービスに付随するサービス。	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%とします。 手数料の負担は求人者とします。
求人者の充足をようにするための求人者 に対する専門的な相談・助言	着手金として1日当たり10,000円とする。 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%とします。 手数料の負担は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金として1日当たり10,000円とする。 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%とします。 手数料の負担は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の100%とします。 手数料の負担は雇用関係主とします。

※1. 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基準とします。

※2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。